

# 守って安心 個人情報

個人情報保護制度のあらまし



秋 田 県

02 個人情報保護制度の沿革

03 県民の皆様へ

04 事業者の皆様へ

06 県における個人情報の取扱い

07 事業者等への県の対応

# 個人情報保護制度の沿革

平成13年4月

## 秋田県個人情報保護条例 施行

- 県の機関が保有する個人情報の取扱いについて、具体的なルールを決めました。
- 民間企業等の個人情報の取扱いについては、法律による制度が整備されておらず、条例により一定の基準を示し、指導等を行うことにしました。

### 外部要因（高度情報化社会の進展）

パソコン、インターネット等の情報通信機器の発達  
事業者等が大量に個人情報を取得・利用  
個人情報の目的外利用、外部流出等の問題が発生  
個人の権利利益の侵害

平成15年5月

## 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

一部施行  
公布  
公布

- 個人情報に対する意識が高まりつつある中で、国が個人情報の保護に関する制度の整備を進めました。
- 個人情報保護法では、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報の適正な取扱いを求めるとともに、国や地方公共団体の役割などを規定しています。

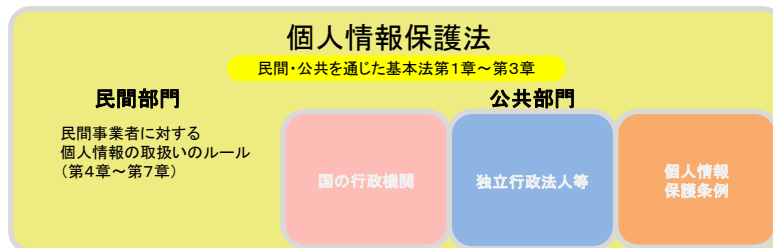
平成17年4月

## 個人情報保護法 全面施行

- 個人情報保護法が全面的に施行され、民間事業者に対し、個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールにより、一定の義務を課すことになりました。

## 秋田県個人情報保護条例 改正

- 個人情報保護制度の一層の充実を図るために条例を改正し、個人情報の利用停止請求等の新たな制度や職員等に対する罰則規定を設けました。
- 公安委員会、警察本部は、平成18年4月から条例の対象となりました。



平成27年9月

## 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 公布

- 情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化等を踏まえ、消費者の個人情報の保護を図りつつ、事業者によるパーソナルデータの円滑な活用を促進させ、新たな産業やサービスを創出するための環境を整備することになりました。

平成29年5月

## 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 全面施行

- 個人情報の定義の明確化、匿名加工情報を利活用する制度、個人データの第三者提供に係る確認記録作成等の義務化、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者に対する法令適用等に関する規定が設けられました。



# 県民の皆様へ（自分自身の個人情報を守るために）

## 個人情報を守るための注意事項

個人情報をご不当に扱われないためには、県民のみなさん一人ひとりが常に個人情報に対する意識を持ち、“個人情報は自分で守る”ことが重要です。

そのためには、次の点に注意しなければなりません。

- ◆ 個人情報をむやみに提供しないこと。
- ◆ 個人情報を提供する前に、その利用目的がはっきりと示されているか確認すること。
- ◆ 個人情報を提供した後は、目的以外に利用されていないかをチェックすること。
- ◆ 個人情報が目的以外に利用されたり、第三者等に漏れるなど不適正に取り扱われた場合、事業者や事業者団体などの相談窓口へ連絡し、その取扱いの是正を求めること。

## 個人情報を守るための県民の権利

いくら自分自身で個人情報を守る意識を持っていたとしても、悪質な業者などにより不適切に個人情報が扱われてしまうことがあります。

県民には、自分自身の個人情報を守るために様々な権利が認められています。

### ◎個人情報の開示を請求する権利

県や事業者が保有する個人情報について、開示の請求をすることができます。この場合、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど、本人であることを証明する書類が必要です。

### ◎個人情報の内容の訂正を請求する権利

開示を受けた個人情報について、内容に誤りがあるときは、訂正の請求をすることができます。

### ◎個人情報の利用の停止・消去を請求する権利

個人情報を目的以外に利用されたり、不正な手段により収集されたときは、利用の停止・消去の請求をすることができます。

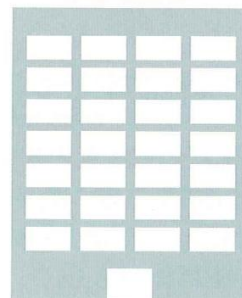


私の個人データを見せてください!

この個人データは間違っています!

個人データの利用を止めてください!

事業者への求め



個人情報取扱事業者

# 事業者の皆様へ（個人情報を適正に取り扱うために）

個人情報保護法では、個人情報をデータベース化し、事業活動に利用している事業者（「個人情報取扱事業者」といいます。）に対し、個人情報の取扱いについて次のような義務が課せられています。

## 個人情報を取得するとき

- ◆ 個人情報の利用目的をできる限り特定し、原則として目的以外に利用することはできません。利用目的の範囲を超えて利用する場合には、本人の同意が必要となります。
- ◆ 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。
- ◆ 要配慮個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。  
※「要配慮個人情報」は、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法に定められた情報です。具体的には、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等のほか、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが該当します。
- ◆ 個人情報を取得した場合は、その利用目的について、本人に対し通知または公表しなければなりません。
- ◆ 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合（契約の申込みやアンケートの回答など）は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

## 個人情報を利用するとき

- ◆ 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去するように努めなければなりません。  
※個人情報保護法では、「個人情報」を検索可能な形で体系的に整理したものを「個人データ」と呼んでいます。  
例えば、取引先の従業員と名刺交換をし、これがある程度の枚数たまってきたとします。名刺に記載されている内容は当然「個人情報」になりますが、これを無造作に机の中に入れておくだけでは「個人データ」にはなりません。これを五十音順や業種別に整理し、検索できる状態にして初めて「個人データ」となります。



## 第三者に個人情報を提供するとき

- ◆ 個人データを他の事業者や外部の者などの第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。  
※委託の場合、合併等の場合、一定事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は、第三者提供とはみなされません。
- ◆ オプトアウトにより個人データを第三者に提供する場合、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出なければなりません。  
※「オプトアウト」とは、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる制度です。
- ◆ 要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者へ提供することはできません。
- ◆ 第三者に個人データを提供したときは、提供年月日、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存しなければなりません。



## 第三者から個人情報の提供を受けるとき

- ◆ 第三者から個人データの提供を受けるときは、提供者の氏名、その提供者がその個人データを取得した経緯を確認するとともに、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存しなければなりません。



## 個人情報管理するとき

- ◆個人データが外部に漏れたり、紛失したりしないように、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ◆個人情報の安全管理について、従業者や個人情報を取り扱う業務の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



注意

- インターネットや電子メールを利用する際、誤操作やコンピュータウイルスなどが原因で、情報が漏えいするおそれがあります。
- 重要な情報を含むパソコンなどは施錠管理できる場所で保管しないと盗難にあう危険性があります。

## 開示等を求められたとき

- ◆本人から、個人保有データについての開示を求められたときは、遅滞なく本人に対して開示しなければなりません。
- ◆保有個人データの内容に誤りがあり、本人からその内容について訂正、追加、削除を求められたときは、これに応じなければなりません。
- ◆保有個人データについて、その利用目的以外に利用しているとき、または、不正な手段により取得したものであるときは、本人から利用の停止や消去を求められた場合、これに応じなければなりません。



※「個人データ」のうち、事業者が6ヶ月以上保有し、本人からの開示、訂正等の対象となるものを「保有個人データ」といいます。

## 苦情への対応

- ◆個人情報の取扱いに関する苦情については、窓口などの体制を整えて、適切に処理しなければなりません。

## 事業者が講ずべき個人情報保護の取組に当たっての重要な事項

- ①プライバシーポリシーの策定・公表等、事業者が行う措置を対外的に明確化すること。  
また、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、二次被害の防止等の観点から、可能な限り事実関係を公表すること。
- ②個人情報保護管理者を設置する等、個人情報の安全管理について、事業者内部の責任体制を確保するための仕組みを整備すること。
- ③教育研修の実施等を通じて、実際に事業者の内部において、個人情報を取り扱うことになる従業者の個人情報保護意識を徹底すること。

# 県における個人情報の取扱い

秋田県個人情報保護条例では、次のように定めています。(条例は県のホームページに掲載しています。)

## 個人情報取扱事務登録簿の作成(条例第6条)

- ◆ 個人情報を取り扱う事務の名称、目的、対象者、記録項目などを記載した「個人情報取扱事務登録簿」を作成しており、広報広聴課及び関係地域振興局で、誰でも自由に閲覧できます。

## 個人情報の収集の制限(条例第7条)

- ◆ 個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。
- ◆ 個人情報は、本人から収集することを原則として、その例外となる場合を明らかにしています。
- ◆ 思想、信条等の個人の権利利益の侵害に直結するおそれの強い個人情報について収集を制限しています。

## 個人情報の適正な管理(条例第8条)

- ◆ 個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損などの防止のために必要な措置を講じます。
- ◆ 保有する必要がなくなった個人情報は、確実・速やかに廃棄または消去します。

## 個人情報の利用・提供の制限(条例第9条)

- ◆ 個人情報の利用・提供は、目的の範囲内で行うことを原則として、その例外となる場合を明らかにしています。
- ◆ 通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供することを原則として禁止し、その例外となる場合を明らかにしています。

## 職員等に対する罰則(条例第52条～第57条)

- ◆ 県の職員や県から受託した事務の従事者等が、正当な理由がないのに個人の秘密が記録された個人情報のデータベースを提供した場合や、職務上知り得た個人情報を不正に提供、盗用した場合には、2年以下の懲役または100万円以下の罰金などの罰則が科せられます。





# 事業者等への県の対応

## 指針の作成(条例第44条)

- ◆事業者が個人情報の保護に関し自主的に適切な措置を講ずることができるよう、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表します。

### 県出資法人の特例

県が出資する法人のうち県が定めた一定の法人は、個人情報の保護に関する内部規程を定め、県に準じた個人情報の保護措置を講ずるよう努めます。

## 助言・勧告の実施(個人情報保護法第40条～第42条、条例第44条～第46条)

- ◆法律に違反する不適正な個人情報に取扱いがある場合、個人情報保護委員会は助言、勧告、命令等を行うことができます。
- ◆条例に違反する場合、県は事業者に対し説明や資料の提出を求めたり、助言、勧告することができます。

## 罰則、事実の公表(個人情報保護法第84条、条例第47条)

- ◆法律による命令に違反して是正措置を講じない事業者に対しては、罰則を設けています。
- ◆条例により必要に応じて、勧告に係る事実を公表します。

### 【相談からは是正までの流れ】



## 苦情相談の処理(条例第48条)

- ◆事業者の個人情報の取扱いに関し苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めます。
- ◆法律に基づく個人情報保護委員会のガイドライン及び特定分野の事業所管大臣のガイドラインに沿った指導等との整合性を考慮し、原則として関係法令の所管課の担当職員が同席の上、対応します。

### 【苦情相談窓口相互の関係】



## 県への開示請求等の手続き



## お問い合わせ・相談窓口

次の窓口では、個人情報取扱事務登録簿の閲覧、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び取扱いの是正の申出の受付、個人情報の取扱いに関する苦情相談等の受付を行っています。

|              |                                                                                                                                       |                                                                                                                                          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人情報<br>総合窓口 | 広報広聴課(秋田県庁本庁舎1階)<br>TEL 018-860-4091 FAX 018-860-1072<br>ホームページ <a href="http://www.pref.akita.lg.jp">http://www.pref.akita.lg.jp</a> |                                                                                                                                          |
| 個人情報<br>地方窓口 | 鹿角地域振興局地域企画課<br>北秋田地域振興局地域企画課<br>山本地域振興局地域企画課<br>由利地域振興局地域企画課<br>仙北地域振興局地域企画課<br>平鹿地域振興局地域企画課<br>雄勝地域振興局地域企画課                         | TEL 0186-22-0457<br>TEL 0186-62-1251<br>TEL 0185-55-8004<br>TEL 0184-22-5432<br>TEL 0187-63-5114<br>TEL 0182-32-0594<br>TEL 0183-73-8191 |

※ 秋田地域振興局管内については、広報広聴課で扱います。

- ◇各市町村にも、相談窓口があります。
- ◇消費生活相談は、生活センター(TEL018-835-0999)で受付を行っています。
- ◇法律及び政令の条文等は、個人情報保護委員会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>)